

一般国道1号大日地下横断  
通路昇降設備日常管理業務  
仕 様 書

令和5年9月  
守 口 市

## 【 施設の概要等 】

一般国道1号大日地下横断通路昇降設備

### (1) 昇降設備

- ① 国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所が大日交差点(北西部、北東部、南西部)に設置した昇降設備の法定点検及び定期点検と日常の清掃及び監視業務を実施すること。

### (2) 委託契約の内容

- ① 所在地 【別図1】のとおり
- ② 契約名 一般国道1号大日地下横断通路昇降設備日常管理業務
- ③ 業務内容 メンテナンス仕様書【別紙2】のとおり  
管理業務の詳細 【別紙3】のとおり
- ④ 委託料 3,690,000円(消費税含む) 令和5年度実績

## メンテナンス仕様書

- (1) エレベーターの運転時間は、午前5時から翌日午前0時45分までとする。
- (2) エレベーターの各機能を常時適正に発揮させ、安全かつ良好な運転状況を維持させるため、遠隔監視、フルメンテナンスについては、下記の業者に実施させること。  
北西部のエレベーター：日本オーチス・エレベーター株式会社  
北東部・南西部のエレベーター：フジテック株式会社
- (3) 大日駅地下自転車駐車場管理室でモニター監視を行い、巡回警備及び日常清掃を行なうこと。
- (4) モニター監視の記録データの取扱いについては、指示又は許可を受けた場合を除き、一切、再生及び外部への持ち出しはしないこと。
- (5) 自動火災報知器など防災設備点検を次のとおり実施すること。  
機器点検、定期点検 各年1回
- (6) 本仕様書で定めた作業のうち、エレベーター設備、エレベーター内ガラス等の清掃及び防災設備点検については、実施会社の就業時間内に行ない、その他の項目については、受託者の就業時間内に行うことを原則とする。
- (7) エレベーターの作動に必要な電気料金(動力等)と遠隔監視に必要な電話回線使用料については、委託料に含まない。

## (管理業務の詳細)

### 1 エレベーター設備遠隔監視(常時)

- ①遠隔監視装置により、常時、当該エレベーターの運転状況を監視させること。
- ②遠隔監視の結果、エレベーターに異常があると判断した場合は、適切な処理を行うこと。
- ③閉じ込め故障の際は、カゴの中から大日駅地下自転車駐車場内管理室(以下「管理室」という。)又は遠隔監視実施場所に直接連絡が入るので適切な対応をとること。

### 2 エレベーター設備フルメンテナンス(定期点検)

- ①常時、故障が生じないように遠隔監視により運行データを分析して、定期的(3か月に1回程度)に技術者を派遣し、機械装置の点検、清掃、給油及び調整を行うこと。
- ②フルメンテナンスに含まれる部品及び機器の修理、取替え、調整は委託料に含まれる。なお、点検に伴う報告書を速やかに2部作成し、市に提出すること。その他、市が求める必要なデータについても同様とする。
- ③悪戯(いたづら)などの理由によりフルメンテナンス費用に含まれない修理などが必要となった場合は、早急に市と協議の上、適切な処置を行い速やかに報告すること。  
(1件10万円未満の補修、修繕を含む。 ※年間約2件程度を想定)

### 3 エレベーター設備フルメンテナンス(総合点検)

- ①建築基準法第12条に基づく定期検査が免除された場合、これに代わるものとして、年1回、総合点検を実施すること。

### 4 監視設備の機器点検

- ①エレベーターの点検に併せ、管理室内に設置する国道エレベーターのインターホン・ITVモニター・記録器などの機器点検を実施し、良好な作動を確保すること。

## 5 監視設備等

- ①エレベーター内の映像は、大阪国道事務所が管理室に設置する記録器にて記録し、映像の保存は6か月間とする。
- ②記録データの取り扱いについては市の指示に従うこととし、指示又は許可を受けた場合を除き、一切、再生及び外部への持ち出しはしないこと。
- ③エレベーター運転時間中は、ITVモニターの監視とインターホンへの対応を実施し、万一、異常が発生した場合は、現場に急行し対処の経過を市に報告すること。(インターホンの対応については、遠隔監視の項にも併記)

## 6 電気料金・電話回線使用料

- ①エレベーター本体の作動に要する電気料金及び遠隔監視に必要な電話回線使用料は、委託料に含まない。
- ②管理室内に設置する国道エレベーター用のインターホン・ITVモニター・記録器などの機器の動作に必要な電気料金は委託料に含む。

## 7 巡回警備(年中無休)

- ①午前5時の運転開始業務及び翌午前零時45分の運転休止業務は、巡回員が現地にて安全確認したうえで実施すること。
- ②日中は定時に巡回し、異常がないか、ゴミなどが落ちてないかを確認(1日3回)し、異常を発見した場合は速やかに対処すること。
- ③巡回時に異常が見られた場合の処置や遺失物の処理については、適正に処理し、速やかに市の指示に基づき報告すること。

## 8 日常清掃

- 1日1回、エレベーター内及び乗り場の清掃を実施すること。

## 9 エレベーター及び同シャフト棟のガラス清掃

- ①年1回、ガラスの清掃を実施すること。この際、エレベーターを休止する必要がある場合は、日本オーチス・エレベーター株式会社が立ち会い、安全を確保したうえで実施すること。
- ②上記の実施状況については、速やかに市に報告すること。

## 10 防災処置

- ①年2回、消防法の規定に基づき、シャフト棟の自動火災報知機及び管理室内の副受信盤の点検などを実施し、異常が認められた場合は速やかに対処すること。異常の際の応急処置に要した費用については別途協議して決定すること。
- ②異常の有無に関わらず、実施状況を市に報告すること。

